

家

き家のお悩み解決

専門家団体の紹介

案件に応じて適切な専門家が**支援**します。

- 宅建士 -

現地調査、査定、
相場など



- 土地家屋調査士 -

敷地の境界確定など



- 建築士 -

状況調査、
改修プラン検討など



- 司法書士 -

相続登記、
成年後見制度など



- 建築家 -

住宅のデザイン
設計など



- 銀行 -

お金に関する
お悩み相談など



利用の条件

- ☑ 所有者が売りたい、貸したいと思っている。
(共有名義の場合は全員の思いが同じ)
- ☑ 不動産契約を結んでいない。
(契約が切れている場合は可)

利用条件は
2つ

利用の流れ

STEP01 市役所に申込み

市職員が所有者の意向などをお伺いします。

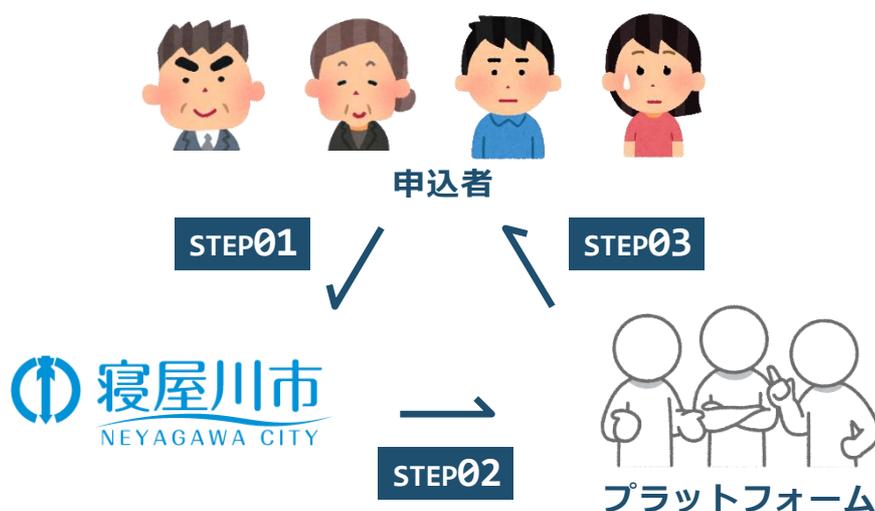
STEP02 情報提供

お伺いした内容を市職員がプラットフォームにお伝えします。

STEP03 専門家による支援

案件に応じて適切な専門家が担当となり、売却・賃貸に向けて支援します。

まずは
市役所へ



遠方にお住まいの方もお気軽にご相談ください。

寝屋川空き家流通推進プラットフォーム



寝屋川市役所 まちづくり推進部 住宅政策課

〒572-8555 寝屋川市本町1番1号

TEL : 072-825-2266 FAX : 072-825-2618

MAIL : jutaku@city.neyagawa.osaka.jp

